

様式 2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	行政経営管理課
契約締結年月日	令和4年5月25日
契約者名	足立 格
契約名	令和4年度訴訟委任契約(東京高等裁判所 令和4年(行コ)第94号 損害賠償義務付け(住民訴訟)請求控訴事件)
契約金額 (税込み)	2,420,000円
随意契約理由	<p>令和3年3月31日開催の県議会全員協議会での説明を経て定めた「訴訟代理人弁護士の選任及び報酬に関する指針」においては、「訴訟代理人弁護士は、事件に係る法令、法律事務及び訴訟に最も精通した者を知事が選任する。」としている。</p> <p>足立格弁護士は、本件の第一審の訴訟代理人を務めており、本件の内容及び関係法令に最も熟知している者であることから、上記指針の「事件に係る法令、法律事務及び訴訟に最も精通した者」に該当する。</p> <p>また、控訴審においては第一審における原告・被告・補助参加人それぞれの主張立証の内容を踏まえて主張を行う必要があり、第一審の代理人を控訴審においても代理人として選任することが合理的であり、かつ、通例である(第一審の代理人とは別の代理人を選任した場合、その代理人は第一審における原告・被告・補助参加人それぞれの主張立証内容を一から確認しなければならず、控訴答弁書を期限までに提出できない可能性や、論点を見落とす可能性が生じる。これらの可能性が現実化した場合、県にとって非常に不利な状況を招く)。</p> <p>東京高等裁判所から送付された「訴訟進行に関する照会書」においては、本件の口頭弁論期日を7月中に開くことが想定されており、控訴答弁書の提出期限は、通常、口頭弁論期日の1週間前の日を指定されることから、最短で6月末を指定される可能性がある。控訴答弁書の作成にあたっては、控訴</p>

	<p>理由書の内容を検討することが必要であるが、現時点では控訴状、控訴理由書とも到着していない。控訴理由書の到着から控訴答弁書の提出期限までは時間的余裕がなく、このような中で原告の控訴理由書に対する反論を明確に整理、主張し、円滑な訴訟追行を行うためには、第一審における議論の経過について熟知している足立格弁護士が最適であり、現時点から作業に着手してもらう必要がある。</p> <p>よって、性質上競争入札には適さないものであり、本事件に係る訴訟代理人は足立格弁護士が最適であるから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、足立格弁護士との随意契約を行うこととする。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号